

## 目的（第1条）

(令和3年6月18日 法律第79号)

海に囲まれた我が国においては災害が発生した時又は感染症が発生し若しくはまん延し、若しくはそのおそれがある時（以下「災害時等」という。）における医療を確保する上で船舶を活用した医療の提供が効果的であることに鑑み、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備を推進する。

## 基本理念（第2条）

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進は、災害が発生し、又は感染症が発生し若しくはまん延し、若しくはそのおそれがある地域において必要とされる医療を船舶を活用して的確かつ迅速に提供することにより、当該地域にある医療施設の機能を補完し、国民の生命及び身体を災害又は感染症から保護することに資することを旨として、行われなければならない。

## 基本方針（第4条）

- ① 災害時等における船舶を活用して提供される医療と陸上の医療施設において提供される医療との適切な役割分担及び相互の連携協力の確保
- ② 災害が発生した地域等において必要とされる医療の的確かつ迅速な提供が可能となるよう、災害時等における医療の提供の用に主として供するための船舶の保有（独立行政法人その他の国以外の者により保有することを含む。）
- ③ 災害時等における船舶を活用した医療の提供に必要な官民の医療関係者、船舶職員その他の人員の確保
- ④ 災害時等における船舶を活用した医療の提供のための教育訓練等を実施することによる人材の育成
- ⑤ 災害時等における船舶を活用した医療の提供に必要な医薬品、医療機器その他の物資の確保
- ⑥ 災害時等以外において、離島等における巡回診療、国際緊急援助活動等に②の船舶を効果的に活用
- ⑦ 民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用
- ⑧ その他

## 国の責務（第3条）

国は、基本理念にのっとり、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備を推進する責務を有する。

## 必要な措置（第5条）

政府は、基本方針に基づき、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる。  
必要となる法制上の措置については、この法律の施行後一年以内を目途として講じなければならない。

## 整備推進計画（第6条）

政府は、政府が災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関し講ずべき措置について必要な整備推進計画を策定しなければならない。内閣総理大臣は、整備推進計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

政府は、整備推進計画を策定したときは、遅滞なく、国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

## 本部（第7条－第15条）

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進を総合的かつ集中的に行うため、内閣に、全ての国務大臣によって構成される船舶活用医療推進本部及びその事務局を設置（本部長は内閣総理大臣）

## 施行期日（附則第1項）

公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日  
(令和6年政令第194号により令和6年6月1日施行)

## 検討（附則第2項）

本部について、施行後五年を目途に検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。